

(兵志急
遞鋪兵)

と見えて居る。これによると兩者の目的は略々同一であつて、従つて急遞鋪といふのは站の一種として、所謂站赤の制度中に包括されるべきものに過ぎないとも認められる。^①マルコ・ポロの記事の中に *yamb* 卽ち站と、この急遞鋪に當るものとを同様に取扱つて居るのも無理ではない。かゝる次第であるから、余も曾て蒙古驛傳考を草した時には、急遞鋪を站の一種の如く見たのであつたが、今にして考へると、これ等の兩者は目的の上からも制度の上からも截然として區別されなければならぬものであつて、元典章や元史等に、等しく兵部の所管中に兩者を收めながら、然もそれぞれ別に篇を設けてゐるのは、全く互に別個の機關であつたが爲に外ならぬ。今この永樂大典站字下所收の經世大典及び其他の諸書には直接急遞鋪に關する記事は存しないけれども、かゝる理由から、少しくこれに論及する必要がある。

一體元代には急遞鋪を設けた濫觴は既に世祖の中統元年中、實はまだ中統の年號を用ゐるに至らなかつた四月の事で、元史世祖本紀に據ると、その丙申の條下に「置急遞鋪」と見え、同史兵志急遞鋪兵の爲には、前に引いた所に續いて、

世祖時自燕京至開平府。復自開平府至京兆。始驗地里遠近。人數多寡。立急遞站鋪。每十里。或十五里。二十五里。則設一鋪。於各州縣所管民戶及漏籍戶內。僉起鋪兵。中統元年詔隨處官司。設傳遞鋪驛。每鋪置鋪丁五人。云々

と記されてゐる。言ふまでもなくこの制度は元代に創めて起つたのではなく、直接には前朝金の急遞の制度に倣つ